

平成29年第2回八雲町議会臨時会会議録

平成29年5月29日

○議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定の締結について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 財産の取得について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 平成29年度八雲町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 平成29年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 9 | 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について） |
| 日程第10 | 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について） |

○出席議員（15名）

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 番 安 藤 辰 行 君 | 2 番 岡 島 敬 君 |
| 3 番 佐 藤 智 子 君 | 4 番 横 田 喜世志 君 |
| 5 番 三 澤 公 雄 君 | 6 番 掛 村 和 男 君 |
| 7 番 田 中 裕 君 | 8 番 赤 井 睦 美 君 |
| 10 番 大久保 建 一 君 | 11 番 宮 本 雅 晴 君 |
| 副議長 12 番 千 葉 隆 君 | 13 番 岡 田 修 明 君 |
| 14 番 黒 島 竹 満 君 | 15 番 斎 藤 實 君 |
| 議 長 16 番 能登谷 正 人 君 | |

○欠席議員（1名）

- 9 番 牧 野 仁 君

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	伊 瀬 司 君
総 務 課 長 併選挙管理委員会事務局長	三 澤 聡 君	企画振興課長	萬 谷 俊 美 君
新幹線推進室長	川 崎 芳 則 君	情報政策室長	兼行財政改革推進室長
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	荻 本 和 男 君	財 務 課 長 兼収納対策室長	鈴 木 敏 秋 君
保 健 福 祉 課 長	紺 谷 英 友 君	住 民 生 活 課 長	竹 内 友 身 君
農 林 課 参 事	森 太 郎 君	農 林 課 長 併農業委員会事務局長	加 藤 貴 久 君
商工観光労政課長	北 川 正 敏 君	水 産 課 長	吉 田 一 久 君
建 設 課 長	馬 着 修 一 君	商工観光労政課参事	藤 牧 直 人 君
公園緑地推進室長		環 境 水 道 課 長	阿 部 雄 一 君
教 育 長	田 中 了 治 君	学 校 教 育 課 長 学校給食センター所長	石 坂 浩 太 郎 君
社会教育課長 兼 図 書 館 長 郷土資料館長 町史編さん室長	足 立 直 人 君	体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
監 査 委 員	千 田 健 悦 君	総合病院事務長	吉 田 邦 夫 君
総合病院庶務課長	成 田 耕 治 君	総合病院施設課長	沢 野 治 君
総合病院経営企画課長	竹 内 伸 大 君	総合病院医事課長	桜 井 功 一 君
八雲消防署長	大 淵 聡 君	消 防 長	高 橋 朗 君
八雲消防署消防課長	今 村 幸 一 君	八雲消防署管理課長	

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	井 口 貴 光 君
熊石教育事務所長			
産 業 課 長	田 村 春 夫 君	熊 石 消 防 署 長	伊 丸 岡 徹 君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂 川 芳 信 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	山 田 耕 三 君	併議会事務局次長	岡 島 広 幸 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	吉 田 正 樹 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開会 午前 10 時 06 分〕

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成 29 年 5 月 29 日招集、八雲町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から 2 月、3 月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配布のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。4 月 26 日に函館市において渡島長村議会議長会役員会及び臨時総会が開催され、出席してまいりました。

また、5 月 10 日は函館市において渡島総合開発期成会役員会が開催され、出席してまいりました。

また、5 月 22 日は函館市において渡島総合開発期成会総会が開催され、出席してまいりました。

さらに 5 月 25 日は札幌市において北海道町村議会議長会理事会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○委員長（黒島竹満君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に掛村和男君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。本臨時会に対し町長から提出された

案件は、既に配付しております議案 5 件、承認 1 件及び報告 2 件の計 8 件であります。

これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に牧野仁議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第 3 議案第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 議案第 1 号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） おはようございます。それでは、議案第 1 号八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページ及び概要説明書の 3 ページをお願いいたします。今回の改正は地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者にかかわる保険税軽減の拡充に関する改正であり、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

第 23 条第 2 号の改正は、5 割軽減に係る算定基準の被保険者数等に乗ずる基準額を 26 万 5,000 円から 27 万円に増額するものであり、同条第 3 号の改正は、2 割軽減に係る算定基準の被保険者数等に乗ずる基準額を 48 万円から 49 万円に増額するものでございます。

附則として、第 1 条は施行期日であり、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用するもので、第 2 条は適用区分として平成 29 年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第４ 議案第２号

○議長（能登谷正人君） 日程第４ 議案第２号八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（阿部雄一君） 議案第２号八雲町落部簡易水道配水管布設替委託工事に関する協定の締結についてご説明いたします。

議案書３ページをご覧ください。本件は八雲町落部簡易水道配水管敷設替委託工事に関する協定を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

１委託工事名、八雲町落部簡易水道配水管敷設替委託工事。２工事場所、八雲町栄浜地内。３委託金額、６,９７６万５,０００円。４委託期間、本議会議決日以降から平成３０年２月２８日まで。５委託者、札幌市中央区北１１条西１５丁目１番１号、北海道旅客鉄道株式会社、代表取締役社長島田修。６協定締結の時期を平成２９年６月中とし、議会の議決を求めようとするものであります。

本工事につきましては元々、昨年度、平成２８年度に実施する予定でありました。昨年６月の第２回定例会において委託工事協定締結についての議決をいただき、そのあと平成２９年６月２３日付で北海道旅客鉄道株式会社と協定を締結し、工事を進める予定でございましたが、北海道旅客鉄道株式会社で行った工事入札が、１度目は入札価格が予定価格を上回ったことにより不落、２度目は応札者がいなかったため不調となり、平成２８年度中の工事施工ができませんでした。

この入札不調につきましては、はっきりとした理由は分かりませんが、昨年度は台風被害により多数のＪＲ線復旧工事が行われたため、そちらの方に工事業者が集中し、こちら八雲の方まで業者の手が回らなかったものと推察しております。

このように、昨年度工事が出来なかった部分について、再度昨年度と同様の手続きを行いながら工事を実施いたします。なお、工事の概要につきましては、栄浜地区における配水管の布設替で、ＪＲ線路下の横断推進工事延長５２メートル及び栄浜跨線橋への添架工事、これは水道管を橋に抱かせて横断する工事ではありますが、延長２０.７６メートルの２箇所の工事であります。

以上で議案第２号の委託工事に関する協定の締結についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 議案第3号財産の取得についてご説明いたします。

議案書4ページとなります。本件は除雪ドーザ13トン級1台について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

1 財産の種類及び数量、除雪ドーザ13トン級1台。2 取得の方法、契約の定めによります。3 取得金額、2,052万円。4 契約の相手方、北斗市開発209番地の17、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー函館支店、支店長矢澤武治。17年間使用しました13トン級除雪ドーザを買い換えるもので、現在と同等の除雪ドーザを購入するものでございます。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） まあ今、説明で入れ替えということですけども、17年間使用をした除雪ドーザはどういう方向で処分されるのでしょうか。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 下取りという形ではなくて、別途9月頃の予定でございますが、一般競争入札の処分ということを検討しております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第4号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

議案書5ページであります。この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに158万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億7,158万2,000円にしようとするものであり、まちづくり講演会及びハーブ鶏発祥の地記念碑除幕式開催事業他、1事務の追加の補正であります。

はじめに、まちづくり講演会及びハーブ鶏発祥の地記念碑除幕式については、既に6月2日開催とし、町内外関係者及び町民に対しご案内を差し上げたことについて、ふるさと応援寄付金の寄付者、その活用を含め両事業の提案者であり町観光大使、また国内初のハーブ鶏をこの八雲の地で発祥させたハーベスター八雲の運営法人の株式会社J Cコムサの代表取締役CEOであらせます大河原毅氏との協議・協力によるものであり、それに伴う予算について、このほどお願いする次第となったことについて、議員皆様のご理解を賜りたいと存じます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書9ページ下段であります。2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費71万8,000円の追加は、八雲町、株式会社J Cコムサ及び八雲町産業連携促進協議会の3者により実施する6月2日開催のまちづくり講演会の開催経費であり、その会計を担う八雲町産業連携促進協議会の補助金の計上であります。内容は講師として前地方創生国家戦略特別区域担当国務大臣であられました衆議院議員石破茂氏、並びに現在建設中の新国立競技場をデザインした日本を代表する建築家である東京大学教授隈研吾氏をお迎えし、八雲町の将来に向けて考える講演会を開催しようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費21万6,000円の追加は、障害者福祉システムの改修業務委託料であります。国は障がい者施設の現場で働く福祉介護職員の処遇改善を図るため、報酬における処遇改善加算を拡充することとしたものでありますが、そ

の拡充が4月分の報酬からであり、早急にシステムを対応させる必要があることから予算計上するものであります。

7款、1項商工費、3目観光開発費64万8,000円の追加は、6月2日開催のハーブ鶏発祥の地記念碑除幕式の開催経費であり、実施主体の八雲町産業連携促進協議会への補助金の計上であります。当記念碑除幕式はハーベスター八雲が立地から30年を迎えた昨年実施するべく平成28年度予算に計上していたところでありましたが、昨年8月の台風10号の甚大な被害に配慮し中止したことから、改めて今年度実施するべく先の説明のとおり大河原氏と協議をすすめていたところ、この6月2日に実施することとなったため、必要額を計上するものであります。

なお、先に説明をいたしましたまちづくり講演会は、本記念式典と一体で実施するものであり、記念式典に出席をいただく石破先生、隈先生に対し、八雲町にとっては貴重な機会であることから講演会を企画し、その講師についてお願いし、快諾をいただいた次第であることを申し添えます。

以上、補正する歳出の合計は158万2,000円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく9ページ上段であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金21万6,000円の追加は障がい者総合支援事業費補助金で、歳出で説明しました障害者福祉システムの改修経費に対する補助金で、歳出と同額であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金136万6,000円の追加は、歳出で説明しましたまちづくり講演会及びハーブ鶏発祥の地記念碑除幕式に要する財源として計上しようとするもので、歳出と同額であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の158万2,000円の追加であります。

以上で議案第4号平成29年度八雲町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。よろしくをお願いします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 5 号平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） それでは議案第 5 号平成 29 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書 11 ページをご覧ください。この度の補正は歳入歳出予算の補正で、平成 28 年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおきまして、歳入総額が 31 億 2,408 万 7,000 円、歳出総額が 31 億 7,559 万 8,000 円と、5,451 万 1,000 円の歳入不足が見込まれるため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、平成 29 年度の歳入を繰り上げてこれに充てる繰上充用で対応をしようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,451 万 1,000 円を追加し、32 億 3,431 万 3,000 円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 15 ページをご覧ください。12 款 1 項 1 目前年度繰上充用金 5,451 万 1,000 円の新規計上は、平成 28 年度の歳入不足に対応する前年度繰上充用金であります。

次に歳入であります。同じページの上段になります。3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 5,451 万 1,000 円の追加は、歳出に対応し計上したものであります。赤字の大きな要因といたしましては、歳入において税収は所得の増から予算額より約 1 億 1,200 万円の増となっておりませんが、保険給付費の減少によりまして療養給付費負担金が予算額よりも約 3,100 万円減少したこと。また、保険給付費の減少及び税収の増によりまして普通調整交付金が予算額よりも約 1 億 4,600 万円減少したことが主なものと考えられます。

今後におきましては、都道府県の広域化の問題もございますし、納付金算定、それから赤字の解消の取組などの動向を見極めながら対応について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、議案第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 考え方はだいたい分かるんですけども、これから道がやることになって、おそらく町での各課のいろんな説明会をこれまで開いてきましたけれども、この国保関係だけは今までも大きく変わる時とかは多数の方々に来ていただいた説明会を開いたと思います。今後の考え方として町民向けの説明会、道が所管をすることになってからの部分の前あたりでも、今後の町民の捉え方をどういうふうにもっていけばいいのか

という部分の説明会というのは開催する予定等はあるのでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 岡田議員の住民の説明会等の開催についてということでございます。今、納付金の仮算定というのが道の方でおこなっておりまして、また8月に出る予定でございます。で、本算定というのがこの秋から冬にかけて行われるわけでございます。そういった時期を見て町民説明会等を開催して、制度自体こういうふうになりますというような説明会等を開催していきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、ご説明をいたします。

議案書17ページでございます。本件は八雲総合病院の看護部体制を見直し、看護部管理職に総看護師長補佐を新たに設置したため、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月23日に専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

この度の改正は、当院における看護部職員の占める割合は約6割となっており、看護業務を包括的に処理して看護部全体の統率を図る看護部管理職の総看護師長と管理看護師長

の業務負担は恒常的に大きく、とりわけ総看護師長は病院運営に関する業務や院内他部署との連携に関する業務など、負担は非常に大きい状況にあります。このことから、組織全体が円滑に稼動するためには総看護師長の職を補佐し、看護業務を整理することを職務とする総看護師長補佐の職を新たに設置することにより、看護部体制の強化と充実を図るものでございます。当該職を新たに設置するにあたり、院長から提案があり最終的な協議が整ったのは3月定例会閉会後の3月23日であったことによるものでございます。

議案書19ページでございます。改正の内容は、別表第3、第4条関係ウ、医療職給料表（2）の級別基準職務表5級の基準となる職務に、総看護師長の次に総看護師長補佐を加えるものでございます。

附則で、この条例の施行日を平成29年4月1日にしようとするものでございます。

以上で承認第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 総看護師長や管理看護師長の職務を補佐するという意味で、今回のものが置かれたということですが、これは院内に既にいる職員が昇格になったということですか、それとも他所から採用をしたという形なんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 看護部の管理看護師長の中から総看護師長補佐を新たに発令したものでございます。

○議長（能登谷正人君） 他に。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 今、課題の部分を、本当に最上段の部分でお話をされたので、もう少し具体的な課題の部分を議会にも教えていただきたいというふうに思っております。なぜかという、この総合病院の課題というのは職員内での情報共有が今までなかなか難しいものがあったというものも、1つ積み残しで大きな課題であったというふうに私は思っております。その部分を解消するという部分も含まれて入っているのかどうなのか、より具体的な部分の課題の提示を求めたいと思います。お願いします。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 今、岡田議員が言われたとおりの内容も含めてでございますけれども。今回ですね、院長から提案があったのは、一番に11月に北海道厚生局の指導がありまして、看護部の体制にもいろいろな補強、今回みたいな形の総看護師

長の方に業務が一極集中していたものですから、その中で業務の分担も含めていろいろな改善を含めて努めるということで、今回院長の方から提案がございました。

それで今後ですね、看護部の体制につきましては、今管理看護師長については5名いるんですけれども、ほとんどの師長が他部署の師長を兼務しているような状況で、管理業務をなかなか従事することが難しい状況になっております。そういうことも含めて今看護師長のこの補佐の職をつけて、いろいろなものの改善を図るということを進めていくということで、今回新たに補佐を設けたものでございます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） ありがとうございます。

直面する問題・課題の部分をちゃんと抽出してやったのかなというふうに思っております。で、今後の看護婦さんの総数の管理だとかという部分で、給与体制とかにもやはりこの何名これから置いていくのかという部分で、非常にこの補佐職を含めて今管理職の部分、看護管理の部分で5名という形でありましたけれども。果たしてこれでいけるのかという部分。なかなかこの課題をクリアするためにはお金はかかるけれども、ちゃんとインセンティブ与えて責任を持たせるという部分も必要だと思いますし、その辺の考え方をもう少し、どのような議論があって今回こういう変更が生じたのかという部分、お伺いしたいと思います。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 4月から経営企画課ができまして、今病院経営に関してスタートしたばかりであります。で、今機構改革も終わってこれから病棟の再編も含めて看護部体制の充実を図るということで、経営企画課の方で今後ですね各看護部のその勤務体系なり、それから職員の定数の関係なり、そういうものも含めて今進めているところでございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 私も経緯を見守りたいと思うんですけれども、いくつか。これ委員会にかかっていないので細かいこと聞く形になりますけれども、よろしくお願いします。

これまでの11月の件も課長お話になりましたけれども、総看護師長を補佐する職責を新しく作るというのは、まあ仕事量が多いからという説明ですけれども。あの事件のいろいろ周辺を聞いた時に、総看護師長が総看護師長の仕事をこなせない、例えばですよ、いろいろとポストをつくってても、そのポストに着く人がその仕事を上手く出来ない人であれば、補佐をなんぼつけても駄目なんでないのかなって思ったりもするんですけれども。そういう部分のですね、あの事件の部分の改善策というのも以後示されていなかった上でのこのいきなりの人事案なので、内部でお話が相当時間がかかったということとなれば、相

当その部分の看護部と他の管理部門との情報の共有の仕方がどうだったのかっていうことだとか、看護部の中での情報の吸い上げ方がどうだったのかというのが、11月の事件の時に浮き彫りになったと思うんですけどね。そのことに関する解決策としてこの補佐という職責を設けたのか。改めてその点に関して伺いたいします。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 今、三澤議員が言われましたとおり、11月の北海道厚生局の指摘事項に関する様々な看護部と事務局部門の対応の仕方、連携の仕方も含めてですね、当然このことも踏まえて今回この補佐職を設置したということもございますし、今までの看護部の体制を、院長としては4月に就任して1年間看護部門を見てきた中で、やはり上手く連携が取れていないもの、それから看護部としてなかなか対応しきれていない業務だとかもございましてですね、その中で1人総師長の方に業務が一極集中していたということで。

当初は管理師長を増やした時に、業務の分担も含めて全管理職の中で看護部業務も進めるということになっておりましたが、最終的には先程申しましたように看護師長が病院の師長に張り付いたりだとかということで、業務を十分にこなしていけなかった事情もありますので、今回は総師長の下に補佐を置いて、この2人にいろんな業務の分担・指示をしながら事務局部門と連携をとりながら進めるということで、今回このような条例の改正となったものでございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 検討の中で他の案も考えられたと思うんですけども、補佐をつけるよりも、人選ということで考えるということはあるのかどうか、お聞きいたします。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） この議論の中では、いろいろな関係も含めて院長から提案は確かにありました。この補佐を置くのか、また新たに管理師長を増やして対応するのかと、いろいろな議論の中で最終的に今いる管理職の中で1人を補佐の職にあげて、総師長とタイアップしながら業務を進めていくという最終的な選択に至ったという経緯でございます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 最後になりますので、推移を見守るという意味で1つ心に留めておいてもらいたいのは、総看護師長の担っていた仕事に対して、その軽減を図る上での人事案だと思うんですけども。本来、いろいろ内部での苦情や改善策等が上ってきて直接引き受ける、いわゆる中間管理職の部分である管理看護師長のところから1人減るわけ

ですから、今度はその部門でのいろいろ溜まるものとかが改善されないのかなと推察されます。是非、その部分にもこれからも注目していただいて、今まで以上に看護部門が働き易い環境が出来るように、是非注意してください。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 今言った補佐の職については、今三澤議員が言われましたように、職員間でなかなか総師長の耳には入らなかったような事案もありましたので、風通しを良くするためにも補佐の職を置いて、いろんな情報共有ができるように、そういうような立場での補佐職という意味合いでもございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） 今、岡田さんと三澤さんの方からほぼ出たんですけれども。本来、事件もあり、そして看護婦の数、道厚生局なんかも指導が入っておりまして、本来的には今の体制で十分やっていけると、こういう結論に至ったと思うんですけれども。今、課長さんの方からも、やっぱり看護師の働き方、それから連携の不十分さ、共有の不十分さ、そういう重なったものがこの改革に繋がったと思うんですよ。ですから、まだまだこれから十分ではないと思うんですけれども、今始まったところかなと、そんなふうに感じておりますので。管理職も含めてですね、実験というわけにいきませんけれども、これを土台にしっかり精査しながら次の段階に、この結果を踏まえてね、これで終わりでなくて、これからもっと良くなっていくんだというための土台になっていただければなど。

それで、本日は院長は見えられていないんですけれども、こういう病院の改善について前向きな部分については非常に評価はしたいと思っておりますので。以上です。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（成田耕治君） 今、掛村さんが言われましたように、今経営企画課の方で看護部のこれからの体制も含めてですね、これから十分に分析をしながら進めていくということで、今進み出したばかりでありますので。その点について早急に良い結果が出るように対応したいと思っております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第9 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(竹内友身君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(竹内友身君) それでは報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

21ページをお願いいたします。本件は平成27年9月9日、児童手当の現況届提出の際に、DV被害者の住所を町が加害者に漏洩した事案につきまして、国家賠償法第1条、第1項の規定により賠償するため、地方自治法第180条、第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償額の決定について専決処分したことから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

この件につきましては、事案が発生した翌日に全員協議会において経過等について報告させていただいておりましたが、町が被害者の住所を加害者に漏洩したことにより、被害者は転居の必要があることから転居にあたってはその費用相当を町が賠償するということで示談いたしました。その額につきましては、転居が被害者の児童の通学上の事由によりまして本年4月となったため、4月24日付で損害賠償の額の決定について専決処分し示談いたしました。

1の損害賠償の額は2万7,000円であります。2の損害賠償の相手方は、DV支援者であることから住所及び氏名は記載しておりませんので、ご理解願います。こうした事案が発生することは絶対にあってはならないこととございまして、発生後の対応としましては、DV支援措置者であることが表示されるシステムの確認及び操作方法について、再度係内で確認をしあうことを徹底しているところでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号専決処分の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○13番(岡田修明君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 岡田君。

○13番(岡田修明君) すみません、何回も。今の話だと引越し代だけが掲載されたように聞こえたんですけれども。DVを受けているご家族の精神的な部分の補完するものとい

うのは何もなかったんでしょうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 事故が発生した当時、相手方とのお話し合いの中で、引越し費用についてということでお互いに話し合いをしまして、その相当分を八雲町が補填する、賠償するということで、その当時の協議により進んできたわけございまして。その精神的な部分の話については触れていなかったということで進んできてございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 全協にかかったということで、そういう転居費用をもつという説明をされていたんですけれども。転居費用が2万7,000円ということは町内に転居したということでしょうか。すごく額が少なくてキョトンとしてしまうんですけれどもね。で、4月に転居ということですが、9月に漏洩した後のこの方の身の安全なんていうのはどういうふうに見守っていたのかということをお聞きしたいのと。

あと、この類似のケースが全国でも多発しておりますので、これは事件が起こる相当前、2014年の6月25日付で国の方から情報開示を管理する責任者をちゃんと置きなさいと。その責任者が町内でそういった手続きをしてあれば、その制限がかかっているのもその制限のあるなしをチェックして、了解を出さないと窓口の担当者は開示が出来ないというふうに通達ではなっているんですけれどもね。この27年9月9日の事案はそういうふうに通達でやったのかどうか確認したいと思います。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 事故発生した時ですね、すぐにうちの方から被害者の方に連絡をいたしまして、シェルターの方に一時保護されたわけございまして。保護の後は元住んでいたアパートの方で、先ほど申しましたようにお子さんが通学の関係もございましてそこに戻りたいということでございまして、シェルターから1度元のアパートに戻った経緯がございます。で、そのお子様の進学の関係で今回引越しということになったんですけれども、その間については役場からは何度か連絡をさせていただいたり、また警察の方からも相手方と連絡を取り合って情報収集ですとか、そういったものをやっていた状況でございます。

それから2つ目の情報の管理の関係だと思いますけれども、今役場で行きますとDV被害を受けたということで申し出がございましたらですね、住民基本台帳上、これの支援措置として相手方に住所を知られることを防止するために住民票の写しの交付ですとか閲覧を制限しているということでございます。これらの情報については住民基本台帳のシステムで管理してございまして、税ですとか国保ですとか今回うちの児童ですとか、そういったところにDV支援を受けているということで警告情報として連携されてございます。で、

被害者・加害者の情報共有を図りまして、組織的にこういった情報の漏洩には配慮しているところでございますけれども、当時そういったシステムもあったのですが、その確認をちゃんとやらずに住所が漏れてしまったということで。この辺についてはその後、先程申しましたように徹底の方を十分にしているということで取り組んでいる状況でございます。以上です。

すみません、もう1つでした。引越し代の2万7,000円ということでございますが、相手方との協議でこの2万7,000円というのが決まったんですけれども。町の方からこういった額にしてほしいと言ったわけではなくてですね、相手方の方からこういった額でどうでしょうかということで、この2万7,000円になったんですけれども。この当事者が生保受給をしているわけでございます。基本的にそういった引越し費用というのは生保の方が出るんですけれども、その基準以外の部分については町でお支払いするというので、今回2万7,000円ということで示談したわけでございます。以上です。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 岡田議員も触れたんですけれども、ある市町村では転居費用90万円プラス慰謝料40万で総計130万払ったという事例もネットを見ればぽんと出てくるんですけれどもね。その慰謝料の部分なんかは見られなかったのかなっていう疑問が岡田議員も持っていたと思うんですけれども。その部分も改めて聞きたいのと。

あとそのチェックのことですけれども、要するに国からのお達しのとおりやったということになれば、ダブルのミスがあったということですよ。窓口もミスをし、それを情報管理する責任者も判断を誤って了解を出したと。この2つのミスがあったという自覚は持っているのかどうか。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 1つ目の慰謝料的な部分のことですけれども。やはりその当時のお話し合いの時に、相手方との話し合いの中でその部分までは至らず、引越し費用ということでお互いお話ししていたものですから、今回引越し費用についての示談ということでございます。

それから管理の部分ですけれども、先程申しましたシステムの管理については戸籍の方でそういった情報を入れますと各係が情報共有できます。で、そこで例えばDVの措置者の氏名とかを入れますと、警告情報というのが出るんですよ。ですので、その警告情報が出ればそこで何かあるなということで気付いて、DV支援者だということを確認するんですけれども。その手続きを窓口の担当が十分に確認しなかったということが、まずこの問題発生の第一要因だと思います。ですので、戸籍上システム管理をしている部分については、問題はないということでご理解をいただきたいと思います。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） いや、窓口でシステムからこれ要チェックですよと出た、そうするとその窓口の人は、僕は、その国のあれからいくとですね、それをもって情報の責任者の方に、こういう情報ですけれどもこの案件の場合開示してもいいでしょうかと聞くんだと思うんですよ。そういう確認の。で、その情報の管理者の方が、この案件は良いよとか、駄目だよとか、それをもって窓口は開示する。でないかなという解釈をしているんですけれども。それでいけば、今の課長の説明だと、システムとしてそういう情報が出たものを窓口のチェックだけで今回は思いの外、開示してしまったということでミスだということに留まっているので。ちょっと、僕の認識が間違っているのか。僕はダブルチェックをなさйтеという意味で、2014年6月25日の国のお達しがあったのではないかなと思っているんですけれどもね。現行もそういうダブルチェックにはなっていないくて、窓口がパソコン等で表示されたものは開示しないようにするっていうだけに留まっているのか。ちょっとそこが、僕の解釈が間違っているのかね。僕はダブルチェックになっているのではないかなと思っているんですけれどもね。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） その戸籍システムで登録された情報が、例えば各担当の方で見た場合に、絶対これは警告情報として出てくるわけですから、この警告情報が出たら、もうそこからはパソコンのシステムの中を確認して、どういった内容で結局警告になるのかというのはまず確認をしなければならいんですよ。で、そこで警告情報が出て確認できたら、その情報については一切開示しないというのが基本原則なんです。

ですから、そのDV支援者であるという情報を開示するということは絶対に無い話なんですよね。

ですので、例えば管理者が私だとすれば、私にこの情報を開示してもいいですかという問題ではなくて、その警告情報が出た時点でDV措置と確認できたら絶対に開示しては駄目な情報なんです。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） で、それでいけば結局ワンマンチェックしかないんで、危機開示の情報を求める人が来たということをもって、責任者の方にこういうことなんですけれども、開示して欲しいって来たんですけれども、って上がってくればね、なぜ開示を求めたのかという意味で、後に例えば事件性が発生してもそういう記録が役場内に残るわけですから、事件の発生が未然に防げるだとか、という意味なのかなと僕は思っているダブルチェックなんですよ。

今、課長がおっしゃったように1人のワンマンチェックだけだったら、これからも見逃しなんかは無いと思うし、これ以降無いので、無いと思いたいんですけれども。結局、その開示を求めにきた、何か目的をもった人が来たかもしれないということすらも情報として把握出来ないというのは、僕は勿体無いというか危険なのかなって思うんですよ。こ

ういう考えはないんでしょうかね。

○議長（能登谷正人君） 休憩します。

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（能登谷正人君） 再開いたします。他にございませんか。

○6 番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6 番（掛村和男君） 今の件なんですけれども。規則・制度としてはそういう経験も踏まえてね、それでも近年この非常に巧妙になっていると。この手の問題とか犯罪については警察との連携も相当密に。役場の今のシステムでも。総じて窓口というのはどっちかというと若い人が多いわけですよ、ベテランよりも。だからその辺のこの手の情報の共有については制度をしっかりとするのは勿論ですけれども、ことやっぱり意識、どんな方法でどんなことがくるか今は分からないような、性善説で対応をしていたら絶対に対応できないというくらいの時代になっていますからね。その辺、改めて今の制度の構築に当たっては、もう 1 回各課と連携の密をやっぱりきちっとして、2 度とあってはならない事案ですから。そのような方向で対応していただければいいのかなと思います。もし答弁があれば。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 掛村議員おっしゃるとおりですね、システム上はそういったチェックはきくかもしれないけれども、近年特に若い職員も増えているわけですから、そういった部分を含めてやっぱり情報の取り扱い、それから管理についてですね、機会があるごとにそういった教育だとか教えることが必要じゃないかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 10 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 報告第 2 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書23ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

損害賠償の額の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は平成29年2月24日、八雲町の町道末広通線歩道部において除雪作業中に小型ロータリーを後退した際、駐車禁止標識及び鉄柱に接触し損害を与えたもので、その修繕費を賠償するため、平成29年4月7日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

損害額は、駐車禁止標識及び鉄柱と歩道のインターロッキングブロック下の基礎部分も含め交換したもので、損害賠償の額は12万5,280円で、損害賠償の相手方は函館市五稜郭15番5号、北海道函館方面公安委員会でございます。

これまでも注意して作業するよう指示してきたところでございますが、再度このようなことがないように注意喚起を徹底いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告第2号専決処分の報告についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 再発防止に努めるんだと思うんですけども。これ進行方向上での事故だったら今後気をつけるように済むと思うんですけどもね、まああつてはならないんですけども、後退した際ということは後ろの確認をしていなかったということなので、除雪作業中に後ろに歩行者というのは十分に考えられるので。これは非常に、同じミスでもちょっとやばいミスでないかなと思うんですよ。その辺の注意喚起というのは、所内ではどういうふうにやっていますか。

○建設課長（馬着修一君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（馬着修一君） もちろん、運転手本人に対しての注意喚起もあるんですけども、出来る限り1人の作業ではなくてですね、補助員として1人つけてバックする際などは確認するようにしたいと思うんですけども。どうしても雪がいつ頃に降ったりですとか、補助員が休んだということもございますので。必ず2名体制というふうにはしたいんですけども、絶対にそういうふうにやりますとも言えない部分もあるんですけども。今後ともですね、十分にそこら辺はなるべく2名体制で必ず人を付けながら作業をするという方法にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議を予定された案件は全て議了いたしました。

よって、平成 29 年第 2 回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前 11 時 23 分〕